証券コード　3918

# 第14回定時株主総会
# 招集ご通知

PCI Holdings, Inc.

## 日　時
2018年12月20日（木曜日）
午前10時
（受付開始は午前９時30分を予定しております）

## 場　所
東京都港区虎ノ門一丁目21番19号
東急虎ノ門ビル4階
開催場所が昨年と異なりますので、末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。

## 決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役4名選任の件
第５号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬額決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役報酬額決定の件
第７号議案　取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
第８号議案　取締役(監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬額決定の件
第９号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

**ＰＣＩホールディングス株式会社**

証券コード　3918
2018年12月４日

株　主　各　位

東京都港区虎ノ門一丁目21番19号
ＰＣＩホールディングス株式会社
代表取締役社長　原　口　直　道

# 第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第14回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年12月19日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

**１．日　　時**　2018年12月20日（木曜日）午前10時
**２．場　　所**　東京都港区虎ノ門一丁目21番19号
東急虎ノ門ビル４階
（当社は2018年１月29日をもって、本店を東京都江東区から東京都港区に移転しましたので、株主総会の開催場所を上記のとおり変更いたしました。ご来場の際は、末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意願います。）
**３．目的事項**
**報告事項**　１．第14期（2017年10月１日から2018年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第14期（2017年10月１日から2018年９月30日まで）計算書類報告の件
**決議事項**
**第１号議案**　剰余金処分の件
**第２号議案**　定款一部変更の件
**第３号議案**　取締役(監査等委員である取締役を除く。)３名選任の件
**第４号議案**　監査等委員である取締役４名選任の件

**第５号議案**　取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬額決定の件
**第６号議案**　監査等委員である取締役報酬額決定の件
**第７号議案**　取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
**第８号議案**　取締役(監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬額決定の件
**第９号議案**　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎議決権の代理行使をされる場合は、代理人は議決権を行使することができる株主の方１名に限ります。この場合代理権を証明する書面を当社にご提出願います。
◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.pci-h.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
従いまして、本招集ご通知提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。
◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.pci-h.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

# 事　業　報　告

（2017年10月 1 日から
2018年 9 月30日まで）

## 1．企業集団の現況

### ⑴ 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用情勢に改善がみられ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、海外経済の不確実性や通商問題の動向、相次ぐ自然災害の影響等、先行き不透明な状況下で推移いたしました。

当社グループが属する情報サービス産業におきましては、「第４次産業革命」とも呼ばれるクラウドやビッグデータ、ＩｏＴ（※１）、人工知能（ＡＩ）等の新技術活用による新たな付加価値創造への期待に加え、企業収益の改善や情報セキュリティ対策強化の意識の高まり等を背景として設備投資に増加傾向がみられ、ＩＴ投資需要は総じて堅調に推移したものの、依然としてＩＴ技術者不足が常態化しており、人材確保が継続的な課題となっております。

このような状況下において、当社グループは、あらゆるモノがインターネットを介して繋がるＩｏＴ/ＩｏＥ（※２）社会「Connected World」の到来を見据え、当社グループの成長戦略の柱であるＩｏＴ/ＩｏＥソリューション事業の裾野を広げて既存サービスとのシナジーを創出することを目的に、2017年12月13日付にてインターネット関連事業及び通信事業を営む株式会社りーふねっとを株式交換により完全子会社化し、2018年６月には株式会社バイテックホールディングスとの資本業務提携契約を締結、同年９月にはバイテックシステムエンジニアリング株式会社（現ＶＳＥ株式会社）を子会社化する等、事業規模拡大に向けた各種施策に取り組んでまいりました。なお、新たに連結子会社となったＶＳＥ株式会社の業績を第４四半期連結会計期間の９月より計上しております。また、グループ各社を集約し、グループ間の業務効率向上及びシナジー創出を目的として、2018年１月に本社を東京都江東区から港区へ移転した他、ＩｏＴ/ＩｏＥ社会の実現と共に危惧される情報セキュリティ対策の一つとして、当社グループは革新的サイバーセキュリティソフト 「AppGuard®」の販売及び付随するサー

ビスの提供を開始し、2018年6月には「AppGuard®」に係る事業拡大を目的とした合弁会社Safer Connected World株式会社（連結子会社）を設立する等、社会的課題の解決と「安心・安全・豊かな社会」を目指した事業展開に注力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は14,493百万円（前連結会計年度比27.2%増）、営業利益は各種M＆A費用、AppGuard事業開始に伴う戦略的投資及びグループ各社集約に伴う賃料の増加等により728百万円（前連結会計年度比1.6%増）、経常利益は771百万円（前連結会計年度比6.2%増）となりました。なお、2017年10月２日付にてＩｎｓｐｉｒａｔｉｏｎ株式会社の全株式を売却したことにより特別利益99百万円を計上し、移転にかかる費用の特別損失の計上に加え、第２四半期連結会計期間に連結子会社における保有有価証券の一部について136百万円の投資有価証券評価損を特別損失として計上したため、親会社株主に帰属する当期純利益は469百万円（前連結会計年度比4.2%増）となりました。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。
　なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しており、以下の前連結会計年度比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

（ＩＴソリューション事業）
ＩＴソリューション事業につきましては、売上高は11,383百万円（前連結会計年度比24.8％増）となり、セグメント利益は667百万円（前連結会計年度比22.3％増）となりました。
以下では、ＩＴソリューション事業における概況と売上高を主要区分別に示します。

・エンベデッドソリューション
　エンベデッドソリューションの展開につきましては、高度な技術を要するエンベデッド技術者育成に努めると共に、車載情報系案件からより参入障壁の高い車載制御系案件、ＡＵＴＯＳＡＲ（※３）開発案件の受注拡大に注力し、加えて、顧客企業への提案型開発アプローチを推進してまいりました。また、当社グループの開発実績と自動車業界における先進技術を用いた安全運転支援システムを搭載したスマートカー開発関連案件や自動運転シミュレータ開発案件等、既存顧客からの安定した引き合いが継続した他、事業者向け基地局建設支援や通信専用装置開発等の通信分野案件が増加し、総じて好調に推移いたしました。
　以上の結果、エンベデッドソリューションの売上高は4,819百万円（前連結会計年度比11.9％増）となりました。

・ビジネスソリューション
　ビジネスソリューションの展開につきましては、既存取引先との深耕拡大及び新規顧客の開拓に努め、大手企業からの新規受注が増加する等、収益構造の改善に向けた各種施策が功を奏しました。また、多岐にわたる顧客需要に応えるべくビジネスパートナーとの更なるアライアンス強化に取り組んでまいりました。企業向けソフトウェア開発においては、金融機関向け案件が好調に推移いたしました。また、前連結会計年度に子会社化した株式会社シー・エル・シーが展開するメインフレーム分野においても、メインフレームソフトウェアの継続契約及びDell EMC バックアップ環境構築案件等の大型

案件が売上に寄与する等、総じて好調に推移いたしました。
　以上の結果、ビジネスソリューションの売上高は6,564百万円（前連結会計年度比36.3%増）となりました。

（ＩｏＴ/ＩｏＥソリューション事業）
ＩｏＴ/ＩｏＥソリューション事業につきましては、売上高は1,376百万円（前連結会計年度比95.7%増）となり、セグメント利益は63百万円（前連結会計年度比31.0%減）となりました。なお、新たに連結子会社となった株式会社りーふねっとの業績を第２四半期会計期間より計上しております。当事業の展開につきましては、上述の株式会社りーふねっとが展開する通信事業分野及びソリューション事業分野が収益に大きく寄与した他、当連結会計年度より取扱いを開始した「AppGuard®」の知名度向上及び当社グループを通じた販売代理店拡充による販路拡大と販売強化に注力いたしました。また、建設機械業界における「インダストリアルＩｏＴ」への取り組みを背景に、当社グループの得意とする通信制御技術をコア技術とした重機・建機分野案件が好調に推移いたしました。

（半導体トータルソリューション事業）
半導体トータルソリューション事業につきましては、売上高1,779百万円（前連結会計年度比13.0%増）となり、セグメント利益は91百万円（前連結会計年度比3.9%減）となりました。電気自動車や自動運転車向け及びＩｏＴ向け半導体需要の増加によるメモリ市場を中心とした国内外半導体市況の好調を背景に、主要顧客からの継続的な受注に加えて、自動車向けファームウェア（※４）開発やイメージセンサ向けテスト開発案件等、既存顧客深耕による売上が伸長いたしました。また、半導体関連事業者以外の機械系企業からの商談増加に加え、特定用途向けプロセッサの後工程ワンストップ対応等の新規案件を受注する等、総じて好調に推移いたしました。

（注）上記に用いられている用語の説明は以下のとおりであります。
（※１）ＩｏＴ：(Internet of Things)
コンピュータ等の情報・通信機器だけでなく、様々な「モノ」に通信機能を持たせ、インターネットに接続、相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測等を行うこと。
（※２）ＩｏＥ：(Internet of Everything)
ＩｏＴよりも広い概念であり、ヒト・モノ・プロセス・データ等がインターネットにつながり、相互に通信が可能となる技術や状態、仕組みのこと。

（※３）ＡＵＴＯＳＡＲ：(AUTomotive Open System ARchitecture)
車載ソフトウェアプラットフォームの仕様の名称及び自動車業界のグローバル開発パートナーシップのこと。
（※４）ファームウェア：(Firmware)
ハードウェアに組み込まれて動作する制御用のプログラムのこと。

事業別売上高

| 事業区分 | 第14期 (2018年９月期) (当連結会計年度) | |
|---|---|---|
| | 金額 (百万円) | 構成比 (%) |
| ＩＴソリューション事業 | 11,337 | 78.2 |
| ＩｏＴ/ＩｏＥソリューション事業 | 1,376 | 9.5 |
| 半導体トータルソリューション事業 | 1,779 | 12.3 |
| 合計 | 14,493 | 100.0 |

※上記金額は、連結損益計算書の売上高と一致しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は288百万円であり、その主な内容は、本社移転に伴う事業用設備の購入、業務提携に伴うシステムの共同開発によるものであります。

この他、当連結会計年度中において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として347百万円の調達を行いました。

また、以下のとおり社債発行を行い、総額350百万円の資金調達を行いました。

| 会社名 | 発行銘柄 | 発行日 | 発行総額 | 償還期日 |
|---|---|---|---|---|
| 当社 | 第２回無担保社債 | 2017年10月31日 | 200百万円 | 2020年10月30日 |
| 当社 | 第１回適格機関投資家譲渡限定私募ＳＢ | 2017年10月31日 | 150百万円 | 2020年10月30日 |

④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当連結会計年度中に他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち、重要なものは下記のとおりであります。

(取得の状況)

イ．当社は、2017年12月13日を効力発生日として、株式会社りーふねっとの完全子会社化を目的とした株式交換を行い、同日付をもって同社を当社の完全子会社といたしました。

ロ．当社は、2018年６月27日付で株式会社バイテックホールディングスと資本業務提携契約を締結しており、これに伴い、同年７月２日付にて同社株式150,000株を取得しております。

ハ．当社は、2018年９月１日付でバイテックシステムエンジニアリング株式会社（現ＶＳＥ株式会社）の株式を50％取得し、当社の連結子会社といたしました。

(処分の状況)

当社は、2017年10月２日付で、当社の所有するＩｎｓｐｉｒａｔｉｏｎ株式会社の全株式を99百万円で売却しております。これにより、Ｉｎｓｐｉｒａｔｉｏｎ株式会社は、当社の連結子会社から除外されております。

### ⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区　　分 | 第 11 期<br>(2015年９月期) | 第 12 期<br>(2016年９月期) | 第 13 期<br>(2017年９月期) | 第 14 期<br>(当連結会計年度)<br>(2018年９月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（千円） | 7,853,043 | 8,504,591 | 11,397,493 | 14,493,591 |
| 経常利益（千円） | 544,854 | 591,942 | 726,153 | 771,189 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益（千円） | 330,865 | 403,060 | 450,744 | 469,750 |
| １株当たり当期純利益（円） | 117.55 | 118.79 | 119.93 | 113.74 |
| 総資産（千円） | 3,285,487 | 4,378,589 | 6,530,044 | 9,253,021 |
| 純資産（千円） | 2,114,001 | 3,155,838 | 3,433,972 | 5,162,908 |
| １株当たり純資産額（円） | 630.18 | 840.70 | 908.42 | 1,204.60 |

（注）１．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

２．2015年３月23日付で普通株式１株につき普通株式100株、2016年４月１日付で普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区　　分 | 第 11 期<br>(2015年９月期) | 第 12 期<br>(2016年９月期) | 第 13 期<br>(2017年９月期) | 第 14 期<br>(当事業年度)<br>(2018年９月期) |
|---|---|---|---|---|
| 営　業　収　益（千円） | 549,247 | 556,076 | 635,356 | 780,305 |
| 経　常　利　益（千円） | 194,790 | 138,181 | 175,041 | 118,644 |
| 当　期　純　利　益（千円） | 172,833 | 142,324 | 187,627 | 244,145 |
| １株当たり当期純利益（円） | 61.41 | 41.94 | 49.92 | 59.11 |
| 総　資　産（千円） | 2,457,253 | 3,172,255 | 3,684,229 | 5,947,060 |
| 純　資　産（千円） | 1,804,424 | 2,585,525 | 2,597,533 | 4,012,102 |
| １株当たり純資産額（円） | 537.90 | 688.77 | 687.15 | 953.28 |

（注）１．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
２．2015年３月23日付で普通株式１株につき普通株式100株、2016年４月１日付で普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

### ⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| ＰＣＩソリューションズ㈱ | 360,000千円 | 100.0% | エンベデッドソリューション、ビジネスソリューション、ＩｏＴ/ＩｏＥソリューション |
| ＰＣＩアイオス㈱ | 45,000千円 | 100.0% | ビジネスソリューション、ＩｏＴ/ＩｏＥソリューション |
| ㈱シスウェーブ | 90,000千円 | 100.0% | 半導体トータルソリューション |
| ㈱シー・エル・シー | 100,000千円 | 100.0% | ビジネスソリューション |
| ㈱りーふねっと | 100,000千円 | 100.0% | ＩｏＴ/ＩｏＥソリューション |
| Safer Connected World㈱ | 10,000千円 | 90.0% | ＩｏＴ/ＩｏＥソリューション |
| ＶＳＥ㈱ | 100,000千円 | 50.0% | エンベデッドソリューション、半導体トータルソリューション |

（注）１．2017年12月13日に株式会社りーふねっとの全株式を株式交換により取得し、同社を連結子会社といたしました。

２．2018年６月１日に株式会社Blue Planet-worksとの合弁会社としてSafer Connected World株式会社を設立いたしました。

３．2018年９月１日にバイテックシステムエンジニアリング株式会社の株式を50％取得し、社名をＶＳＥ株式会社へ変更いたしました。なお、同社の持分は、100分の50以下でありますが、実質的に支配しているため連結子会社としたものであります。

４．当事業年度における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

| 会社名 | 住所 | 帳簿価額の合計額 | 当社の総資産額 |
|---|---|---|---|
| ㈱りーふねっと | 大阪府大阪市浪速区難波中一丁目３番18号 | 1,480百万円 | 5,947百万円 |

### ⑷ 対処すべき課題

当社グループでは、多様化する社会ニーズや市場環境の変化に機動的に対応し、持続的な成長と盤石な経営基盤を確立するために、対処すべき課題を以下のように定め、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

① 自社ブランドサービスの創出と成長事業の推進

当社グループのＩＴソリューション事業は、現状、顧客先常駐によるソフトウェア開発及び当社グループ内で行う受託型ソフトウェア開発が主流となっておりますが、成長分野であるＩｏＴ/ＩｏＥソリューション事業を基柱に顧客との共同開発等による「提案型」サービスへの取り組みも積極的に行い、自社ブランドサービスとなり得る新規ソリューションの創出を目指してまいります。また、情報セキュリティ分野においては、前事業年度より当社グループにて取り扱いを開始した「AppGuard®」の販売を主軸に事業拡大を図り、将来にわたる安定した収益の確保に努めてまいります。

② ビジネスパートナー企業との協業強化

当社グループは、拡大するＩＴ需要に機動的に対応するため、ビジネスパートナーとの協業強化が不可欠であると認識しております。技術者不足が常態化している当業界において、当社グループとビジネスパートナーとが共存し開発体制を強化するため、ビジネスパートナー企業への教育サービスの提供及び資本提携を推進し、今後一層のリレーション強化並びに緊密なアライアンス体制の構築を図ってまいります。

③ 研究開発の推進と成果の事業化

当社グループは、新たな収益源となる事業を創出するため、あるいは、将来的に発展する様々な技術に対応するために、今後も技術シーズの発掘及び市場ニーズを的確に捉えた複数の研究・開発テーマを設定し、事業化に向けて推進してまいります。研究開発テーマに関連した他社とのアライアンスの推進にも、より積極的に取り組んでまいります。

④ 戦略的なM＆Ａの推進と業容拡大に対応した組織力の強化

当社グループは、既存事業の更なる拡充及び既存事業を基軸とした新規サービスの展開を図るうえで、当社グループの事業を補完し得る事業会社との事業提携を推進するとともに、シナジー効果が見込まれる場合はM＆Ａについても積極的に検討を進めてまいります。また、業容拡大に対応した組織力を強化し、内部統制が有効に機能する経営管理体制

の確立及びM&Ａ後のＰＭＩ（Post Merger Integration）を推進するため成長戦略の基盤強化に努めてまいります。

⑤　優秀な人材の育成と確保

当社グループは、継続的に付加価値の高いサービスを提供するために、高いＩＴスキルを備え、当社グループの企業理念を理解し、主体的に課題解決を行うことのできる優秀な人材の育成及び確保が不可欠であると認識しております。ＯＪＴや体系的な育成プログラムによる研修を実施し、社員の情報サービス事業全般におけるスキル向上を図るとともに、積極的な採用活動に取り組み、優秀な人材の確保に努めてまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2018年９月30日現在）

当社グループは、純粋持株会社である当社並びに情報サービス事業を営む連結子会社により構成されております。

当社グループが展開するセグメント別の事業内容は以下のとおりであります。

| セグメント区分 | 事業区分 | 事業内容 |
|---|---|---|
| ＩＴソリューション事業 | エンベデッドソリューション | 自動車関連、情報家電、モバイル等の組込み制御系システムの設計・開発 |
| | ビジネスソリューション | 一般企業、金融機関、官公庁向けの業務システムの設計・開発及びＩＴシステム構築、自社パッケージソフトウェア製品の企画・開発 |
| ＩｏＴ/ＩｏＥソリューション事業 | ＩｏＴ/ＩｏＥソリューション | 通信技術、組込み制御技術、アプリケーション技術等の当社グループの強みを活かしたＩｏＴソリューションの提供、顧客企業との共同開発 |
| 半導体トータルソリューション事業 | 半導体トータルソリューション | 半導体のテスト・設計、技術サポート |

### ⑹ **主要な営業所及び工場**（2018年９月30日現在）

① 当社

| | |
|---|---|
| 本　　社 | 東京都港区 |

（注）当社は、2018年１月29日付で本店所在地を「東京都江東区南砂二丁目１番12号」から「東京都港区虎ノ門一丁目21番19号」へ変更しております。

② 子会社等

| | |
|---|---|
| ＰＣＩソリューションズ㈱ | 本社（東京都港区）<br>横浜事業所（神奈川県横浜市西区）<br>名古屋事業所（愛知県名古屋市中区）<br>大阪事業所（大阪府大阪市中央区） |
| ＰＣＩアイオス㈱ | 本社（東京都港区）<br>青森オフィス（青森県青森市） |
| ㈱シスウェーブ | 本社（神奈川県川崎市幸区）<br>関西事業所（大阪府大阪市淀川区）<br>九州事業所（熊本県熊本市中央区）<br>テストセンター（神奈川県川崎市中原区）<br>福岡Lab（福岡県福岡市早良区） |
| ㈱シー・エル・シー | 本社（東京都港区） |
| ㈱りーふねっと | 本社（大阪府大阪市浪速区）<br>東京事業所（東京都港区） |
| Safer Connected World ㈱ | 本社（東京都港区） |
| ＶＳＥ㈱ | 本社（東京都品川区） |

⑺ **使用人の状況**（2018年９月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| セグメントの名称 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|---|
| ＩＴソリューション事業 | 905名 （ 9名） | 29名増 （13名減） |
| ＩｏＴ／ＩｏＥソリューション事業 | 51名 （ 3名） | 8名増 （ 1名増） |
| 半導体トータルソリューション事業 | 217名 （16名） | 27名増 （ 4名増） |
| 全社（共通） | 22名 （ 1名） | 7名増 （ 1名増） |
| 合計 | 1,195名 （29名） | 71名増 （ 7名減） |

（注）１．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者は除く。）であります。
２．使用人数の（外書）は人材派遣会社からの派遣社員、アルバイト社員等臨時従業員の期末雇用人数であります。
３．全社（共通）として記載されている使用人数は、当社管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 22名 | 7名増 | 44.9歳 | 3.65年 |

（注）１．使用人数は就業人員であり、グループ会社からの受入出向者数11名を含んでおります。
２．当社のセグメントは「全社（共通）」のみのためセグメント別情報の記載を省略しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2018年９月30日現在）

| 借入先 | 借入残高 |
|---|---|
| 株式会社三菱ＵＦＪ銀行 | 178百万円 |

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、2018年10月17日開催の取締役会において、取締役の監督機能の強化と意思決定の迅速化、並びにコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、2018年12月20日開催の第14回定時株主総会において承認されることを条件に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する旨の決議をしております。

## 2．会社の現況

### ⑴ 株式の状況（2018年９月30日現在）

① 発行可能株式総数　10,000,000株

② 発行済株式の総数　4,256,600株

（注）発行済株式の総数の増加475,000株の内訳は、以下のとおりであります。

株式交換に伴う新株発行による増加　468,000株

新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加　7,000株

③ 株主数　3,226名

④ 単元株式数　100株

⑤ 大株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| ㈱Y&U | 282,900株 | 6.72% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口） | 223,000 | 5.30 |
| ＰＣＩホールディングス従業員持株会 | 191,362 | 4.55 |
| 関谷恵美 | 154,800 | 3.68 |
| 日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口） | 136,300 | 3.24 |
| 岡丈詞 | 118,500 | 2.82 |
| ㈱三菱総合研究所 | 96,000 | 2.28 |
| ㈱電通 | 91,300 | 2.17 |
| 上田八木短資㈱ | 80,200 | 1.91 |
| ㈱イデリアス | 70,000 | 1.66 |

（注）１．持株比率は、保有している自己株式47,876株を控除して計算しております。
２．持株比率は、小数点第３位を四捨五入して表示しております。

### ⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2018年９月30日現在）
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
当事業年度中に交付した新株予約権はありません。

③ その他、行使未済の新株予約権の状況
第２回新株予約権
（2010年３月12日開催臨時株主総会決議及び
2010年３月18日開催取締役会決議による新株予約権）

| | |
|---|---|
| 新株予約権の数 | 68個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 （注）１ | 普通株式　13,600株<br>（新株予約権１個につき200株） |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 （注）１（注）２ | 464円 |
| 権利行使期間 | 2012年３月25日から2018年12月19日まで |

（注）１．2015年３月23日付で行った、普通株式１株を100株に分割する株式分割及び2016年４月１日付で行った、普通株式１株を２株に分割する株式分割により「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
２．2016年９月９日を払込期日とした一般募集による増資及び2016年９月28日を払込期日とした、オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連した第三者割当増資を実施しております。これらにより「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

### ⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況　　(2018年９月30日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役会長 | 天野豊美 | ＰＣＩソリューションズ㈱　代表取締役社長<br>VSE㈱　代表取締役会長 |
| 代表取締役社長 | 原口直道 | Safer Connected World㈱　代表取締役社長<br>㈱りーふねっと　取締役<br>㈱Blue Planet-works　監査役 |
| 取締役 | 田中明彦 | ＰＣＩソリューションズ㈱　常務取締役 |
| 取締役 | 井口直裕 | 当社取締役経営企画本部長<br>㈱シスウェーブ　取締役<br>㈱シー・エル・シー　取締役 |
| 取締役 | 西村光太郎 | ㈱シスウェーブ　代表取締役社長 |
| 取締役 | 福本実 | ㈱シー・エル・シー　代表取締役会長 |
| 取締役 | 岡丈詞 | ㈱りーふねっと　代表取締役 |
| 社外取締役 | 坂本忠弘 | 地域共創ネットワーク㈱　代表取締役<br>京都信用金庫　非常勤理事 |
| 社外取締役 | 髙原明子 | ウォンテッドリー㈱　社外取締役（監査等委員） |
| 常勤社外監査役 | 宮原譲 | ＰＣＩソリューションズ㈱　監査役 |
| 監査役 | 宮本進 | |
| 社外監査役 | 田口邦宏 | 四谷監査法人　パートナー |

(注) 1．取締役坂本忠弘氏及び取締役髙原明子氏は、社外取締役であります。
2．監査役宮原譲氏及び監査役田口邦宏氏は、社外監査役であります。
3．監査役田口邦宏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．当社は、取締役坂本忠弘氏、取締役髙原明子氏、監査役宮原譲氏及び監査役田口邦宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5．当事業年度中の取締役の異動について
2017年12月21日開催の当社第13回定時株主総会において、田中明彦氏、西村光太郎氏、福本実氏、小林昌純氏、岡丈詞氏及び髙原明子氏が取締役に選任されそれぞれ就任いたしました。
6．当事業年度中の重要な兼職の異動について
イ．代表取締役会長天野豊美氏は、2018年４月１日付で当社連結子会社であったＰＣＩアイオス㈱の

取締役会長に就任しておりますが、2018年10月１日付で実施された当社連結子会社㈱りーふねっととＰＣＩアイオス㈱の吸収合併に伴い、2018年９月30日付でＰＣＩアイオス㈱の取締役会長を退任しております。（同合併では、㈱りーふねっとを存続会社としております。）また、同氏は、2018年９月１日付で株式取得により当社連結子会社となったVSE㈱の代表取締役会長に就任しております。

ロ．代表取締役社長原口直道氏は、2017年12月13日付で株式交換により当社連結子会社となった㈱りーふねっとの取締役に就任しております。また、同氏は、2018年１月１日付で当社連結子会社であったＰＣＩアイオス㈱の取締役会長に就任し、2018年３月31日付で同社取締役会長を辞任しております。また、同氏は、2018年６月１日付で当社連結子会社として新たに設立されたSafer Connected World㈱の代表取締役社長に就任しております。

また、同氏は、㈱AppGuard Marketingの社外取締役を2018年５月30日付の当該会社における株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。また、同氏は、大興電子通信㈱の社外取締役を2018年６月22日付の当該会社における株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。

ハ．取締役田中明彦氏は、2017年10月20日付で当社連結子会社であるＰＣＩソリューションズ㈱の常務取締役に就任しております。

ニ．取締役井口直裕氏は、2018年６月１日付で当社連結子会社として新たに設立されたSafer Connected World㈱の取締役に就任し、2018年９月30日付で同社取締役を辞任しております。

ホ．監査役宮本進氏は、2018年10月１日付で実施された当社連結子会社㈱りーふねっとＰＣＩアイオス㈱の吸収合併に伴い、2018年９月30日付でＰＣＩアイオス㈱の監査役を退任しております。

7．当事業年度中の担当職務の異動について

当社は、2018年２月１日付で組織変更を行い、取締役井口直裕氏は同日付で管理本部長（財務・経理室、経営企画室担当）から経営企画本部長（経営企画室、グループ戦略室担当）に異動いたしました。

② 事業年度中に退任した取締役

| 氏　　名 | 退　任　日 | 退 任 事 由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|---|
| 栗 田 健 史 | 2017年12月21日 | 任期満了 | 当社取締役・ＰＣＩソリューションズ㈱　専務取締役 |
| 小 林 昌 純 | 2018年９月30日 | 辞　任 | 当社取締役・ＰＣＩアイオス㈱代表取締役 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役西村光太郎、福本実、岡丈詞、坂本忠弘、髙原明子の５氏、事業年度中に退任した栗田健史、小林昌純の２氏、及び監査役全員につきまして、会社法第425条第１項に定める額としております。

④　取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

| 区　　分 | 員　　数 | 報　酬　等　の　額 |
|---|---|---|
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 12名<br>（3） | 251,694千円<br>(7,700) |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 3名<br>（2） | 12,200千円<br>(9,000) |
| 合計<br>（うち社外役員） | 15名<br>（5） | 263,894千円<br>(16,700) |

（注）1．上記には、2017年12月21日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名（うち社外取締役０名）を含んでおります。

2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．取締役の報酬限度額は、2007年３月30日開催の臨時株主総会において、年額３億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、ストック・オプション報酬額の限度額は決議しておりません。

4．監査役の報酬限度額は、2007年３月30日開催の臨時株主総会において、年額６千万円以内と決議いただいております。

5．上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
役員退職慰労引当金の繰入額34百万円（取締役７名に対し34百万円（うち社外取締役０名））

6．上記のほか、2018年12月20日開催予定の第14回定時株主総会において付議いたします「第７号議案　取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」が承認された場合には、下記のとおり、役員退職慰労金を支給する予定であります。（当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額を除く）
取締役７名（うち社外取締役０名）　10百万円

ロ．当事業年度に支払った役員退職慰労金

2017年12月21日開催の第13回定時株主総会決議に基づき、退任取締役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

・取締役３名に対し17百万円

（上記イ．及び過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額に含まれております。）

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役坂本忠弘氏は、地域共創ネットワーク株式会社の代表取締役及び京都信用金庫の非常勤理事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役髙原明子氏は、ウォンテッドリー株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役宮原譲氏は、ＰＣＩソリューションズ株式会社の監査役であります。ＰＣＩソリューションズ株式会社は当社の子会社であります。

・監査役田口邦宏氏は、四谷監査法人のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

| | 出　席　状　況　及　び　発　言　状　況 |
|---|---|
| 取締役　坂　本　忠　弘 | 当事業年度に開催された取締役会20回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、財務省主計局、金融庁監督局等での幅広い視点と豊富な経験に加え、会社経営者としての経験に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 |
| 取締役　髙　原　明　子 | 就任後開催の取締役会16回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、インターネットを活用した様々な事業のスタートアップに携わった経験による幅広い専門的視点から適宜発言を行っております。 |
| 監査役　宮　原　　譲 | 当事業年度に開催された取締役会20回すべてに出席、また監査役会13回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に情報サービス業務に関し、専門的視点から適宜発言を行っております。 |
| 監査役　田　口　邦　宏 | 当事業年度に開催された取締役会20回すべてに出席、また監査役会13回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |

### ⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　三優監査法人

② 報酬等の額

| | 報　酬　等　の　額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 32,200千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32,200千円 |

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．会計監査人の報酬額について、監査役会は取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況を確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、同意しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項の各号に該当すると判断した場合に、監査役全員の同意によって解任いたします。この場合、解任及びその理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、又は会計監査人による適正な職務の遂行が困難と認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### ⑸ 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 当社グループ（以下、当社と当社子会社を併せて「当社グループ」という。）は、コンプライアンスとリスク管理（以下、損失の危険の管理を「リスク管理」という。）を表裏一体のものと認識し、経営上の最重要課題と位置付ける。

2) コンプライアンス・リスク管理に係る組織として、当社グループに一つのコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、また、当社グループ各社に「コンプライアンス・リスク管理規程」その他コンプライアンス・リスク管理に係る規程等を制定する。

3) コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社の社長を委員長、コンプライアンス・リスク管理担当取締役を副委員長とし、法務担当、顧問弁護士及びグループ各社のコンプライアンス・リスク管理委員から成る組織とし、当社監査役がオブザーバーとして出席する。

4) コンプライアンス・リスク管理委員会は以下の職務を行う。

イ．コンプライアンス・リスク管理意識の確立、徹底

ロ．当社グループのコンプライアンス、リスクの分析、その対策の立案、コンプライアンスを維持・推進するための体制整備、教育の立案

ハ．当社グループのリスクの収集、その一元管理、分析評価、対応等の整備

ニ．コンプライアンス・リスク管理に係る当社常務会への報告、あるいは諮問

ホ．その他個別に定める事項

5) 当社にコンプライアンス・リスク管理担当取締役を任命し、コンプライアンス・リスク管理を統括せしめ、当社グループのコンプライアンス・リスク管理の取組みを横断的に統括させる。

6) 当社グループの役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範として「ＰＣＩグループ行動規範」を定め、実践する。

7)　当社グループは、その役員及び使用人に、企業理念、ＰＣＩグループ行動規範、コンプライアンスの骨子、コンプライアンス通報方法・通報先等を記載した「ＫＯＫＯＲＯＥ」を配布し、勤務中は常時携行することを義務付け、適宜それを閲覧することにより、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。

8)　法令及び定款に違反する行為等を使用人等が発見した場合の報告体制として、当社監査役、当社子会社の監査役、顧問弁護士を含む内部通報制度を設置する。

9)　当社グループ各社において、使用人が法令又は定款に違反する行為を行ったと判断した場合、当該会社のコンプライアンス担当部署からコンプライアンス・リスク管理委員会委員長もしくは副委員長に通報する。通報を受けたコンプライアンス・リスク管理委員会委員長もしくは副委員長は、当該会社に事実関係の調査を指示し、コンプライアンス・リスク管理委員会委員長が、当該行為が法令又は定款に違反すると認めた場合には、当該会社の人事担当に通報し、人事担当は社内規程に従い当該使用人の処分の手続きを行う。なお、当該行為が法令又は定款に対する重大な違反行為であるとコンプライアンス・リスク管理委員会委員長が判断した場合には、コンプライアンス・リスク管理委員会を招集し、当該調査を行い、当該行為が法令又は定款に違反すると認めた場合には、コンプライアンス・リスク管理委員会は、当該会社の人事担当に通報し、人事担当は社内規程に従い当該使用人の処分の手続きを行う。役員が法令又は定款に違反する行為を行った場合には、コンプライアンス・リスク管理委員会が事実関係の調査を行い、当該行為が法令又は定款に違反すると認めた場合には、当該会社の取締役会に通報し、当該取締役会は具体的な処分を決定する。

10)　当社グループ各社で反社会的勢力への対応に関する基本方針を定め、警察等の外部機関とも適切に連携しつつ反社会的勢力に毅然として対処し、反社会的勢力による被害の防止を含め一切の関係を遮断するための組織体制その他の内部管理体制の確保、向上を図る。

11)　当社子会社を管理するため、当社の取締役会が定める「グループ会社管理規程」を制定し、当社取締役会あるいは常務会により、当社子会社のリスク管理と適切な意思決定状況を管理監督し、当社子会社の業務の執行状況のリスク管理を行う。

12)　当社グループに不測の事態が発生した場合には、当社に、コンプライアンス・リスク管理規程に定める「危機対策本部」を設置し、損害の拡大を防止し、最小限に止める体制を整える。

13) 業務執行部門から独立した内部監査部門である当社の内部監査室が、業務監査の一環として、「内部監査規程」に基づき、当社グループ各社のコンプライアンス・リスク管理体制の構築・運用状況について、内部監査を実施する。これらの活動は、定期的に当社の取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1) 当社の取締役会、常務会等の議事録、並びに報告書その他取締役の職務執行に係る重要な書類（電磁的記録も含むものとする。）については、文書管理規程に基づき適切に保存及び管理する。

2) 当社の取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を、取締役の中から任命し、当該責任者は、情報の保存及び管理の状況について監視・監督する。

③ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 当社及び当社子会社の取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、当社グループ各社に取締役会規程の他、組織規程、業務分掌規程、常務会運営規則（「常務会運営規則」は当社のみが制定する。）、職務権限規程、稟議規程を制定する。

2) 当社グループ経営全般にわたっての迅速な意思決定を可能とするため、重要事項の協議・意思決定機関として、取締役会の他、当社に常務会を設置し、定期的に開催する。

3) 当社は、３事業年度を期間とする当社グループの中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとの当社グループ全体の重点経営目標、予算配分等を定める。

4) 当社にグループ戦略本部を設置し、当社グループ全体の経営戦略の策定等を行う。

5) 当社子会社の財務・経理事務は共通の経理システムを導入し当社で行うとともに、資金調達・運用は当社において行う。

④ 当社子会社の取締役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) グループ会社管理規程において、経営成績、財務状況、一定の経営上の重要事項を定め、当社常務会、あるいは取締役会への報告あるいは決議・承認を義務付ける。
2) 当社子会社の代表取締役社長は、原則当社の取締役がこれに当たり、担当する子会社で重要事項が発生した場合には当社取締役会での報告を義務付ける。
3) 定期的に当社グループ各社の管理本部長による連絡会議を開催し、グループ会社間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図る。
4) 当社のコンプライアンス・リスク管理担当取締役は、当社子会社の取締役会の他、重要な会議に出席する。
5) 当社内部監査室は「内部監査規程」に基づき、当社子会社を監査する。

⑤ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項、及び当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1) 当社監査役から監査の職務を補助する使用人を求められた場合には、監査役と協議の上、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。
2) 当該使用人の任命・異動・評価・懲戒は、監査役会に事前の同意を得ることにより、当社取締役会からの独立性を確保するものとする。また、当該使用人は他部署の使用人を兼務させず、もっぱら監査役の指揮命令に従わせる。
3) 当該使用人は監査役の指揮命令に従う旨、及び監査役の指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象になる旨を定める。

⑥ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、当社子会社の取締役、監査役、使用人から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制、これら報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項、法令等の違反行為、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、当社監査役又は監査役会に速やかに報告する。前記にかかわらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

2) 当社内部監査室は定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
3) 当社監査役は、当社グループのコンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、コンプライアンス、リスク管理の状況を把握する。
4) 当社監査役は取締役会に出席する他、当社の常勤監査役、重要な子会社の監査役は、常務会、予算会議等、重要会議に出席する。
5) 当社グループ各社の監査役1名以上が出席するグループ監査役連絡会を定期的に開催し、当社監査役は当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行状況、コンプライアンス、リスク管理について当社子会社監査役より報告を受ける。
6) 当社監査役会は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
7) 当社グループは、当社の取締役及び使用人、あるいは当社子会社の取締役、監査役、使用人から報告を受けた者が、当社の監査役に当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための規定をコンプライアンス・リスク管理規程に定める。

⑦ 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1) 当社監査役会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、又は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受けることを求めた場合、当社は、監査役の職務の執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、その機会、その費用の会社負担を保証する。その他監査役がその職務の執行に関して生ずる費用の支弁を求めた場合、当社は監査役の職務の執行に明らかに必要でないと認めた場合を除き、その費用を負担する。
2) その他監査役の職務執行のための環境整備に努める。

### ⑹ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 内部統制システム全般

当社グループの業務の適正を確保するために、社内規程及びグループ全体での横断的規程の整備、並びに当社内部監査室による「内部監査規程」に基づく当社及び当社子会社を対象とした定期的な業務監査・内部統制監査を実施いたしました。判明した問題点については是正措置を行い、より適切な内部統制システムの整備・運用に努めています。金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制についても評価を実施しており、当事業年度においては重大な不備は存在しないことを確認いたしました。

また、当社グループが定める「グループ会社管理規程」において、当社子会社の事業計画、経営成績、その他一定の経営上の重要事項を当社常務会あるいは取締役会への付議・報告を義務付けており、同規程に基づいた適切な運用により、当社常務会あるいは取締役会に付議・報告されております。なお、当事業年度において、当社のコンプライアンス・リスク管理担当取締役は、当社子会社の取締役会及び重要な会議に出席しており、子会社における職務の執行に係る当社への報告に関する体制強化・維持継続に努めております。

監査役に報告をするための体制については、当事業年度において、当社内部監査室による当社監査役への報告会が７回実施されており、内部監査状況や当社グループのコンプライアンス・リスク管理状況の共有が適切に行われた他、グループ監査役会の開催、代表取締役と監査役との会合等を行い、グループ内の情報共有及び適切な意見交換を継続的に行っております。

② コンプライアンス

コンプライアンス体制の点検・強化を進めるため「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、当事業年度は４回のコンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、当社グループのコンプライアンス状況の確認及び課題の把握とその対応等について検討いたしました。また、当社は内部通報制度を設けており、コンプライアンスの実効性向上を図っております。当事業年度における重大な法令違反に関する内部通報はありませんでした。その他、当社グループ全役職員を対象として、コンプライアンスの意識徹底・向上のため、ｅ-ラーニング研修での教育を実施する等、法令及び定款を遵守するための取り組み

を継続的に行っております。

③　リスク管理

コンプライアンス・リスク管理委員会において、当社グループ各部門から報告されたリスクのレビューを実施して状況を把握するとともに、当社グループ全体のリスクコントロールに努めております。また、内部監査室による内部監査の結果や内部通報制度の通報内容は代表取締役及び監査役に報告される体制を整備しており、リスクが発現した場合は、必要に応じて外部の顧問弁護士の協力を得て調査、検討を行い、適切に処理することとしております。

# 連結貸借対照表

(2018年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| **流動資産** | **5,969,133** | **流動負債** | **2,917,785** |
| 現金及び預金 | 2,023,991 | 買掛金 | 859,115 |
| 受取手形及び売掛金 | 3,127,588 | 1年内償還予定の社債 | 237,500 |
| 電子記録債権 | 251,007 | 1年内返済予定の長期借入金 | 95,436 |
| 商品及び製品 | 3,090 | 未払金 | 837,024 |
| 仕掛品 | 124,692 | 未払法人税等 | 26,501 |
| 繰延税金資産 | 120,814 | 未払消費税等 | 123,790 |
| その他 | 317,948 | 賞与引当金 | 179,980 |
| **固定資産** | **3,282,026** | 役員賞与引当金 | 3,000 |
| **有形固定資産** | **317,073** | 受注損失引当金 | 289 |
| 建物附属設備 | 157,344 | 資産除去債務 | 1,610 |
| その他 | 159,729 | その他 | 553,538 |
| **無形固定資産** | **1,436,653** | **固定負債** | **1,172,327** |
| のれん | 1,189,633 | 社債 | 343,750 |
| その他 | 247,020 | 長期借入金 | 214,380 |
| **投資その他の資産** | **1,528,299** | 役員退職慰労引当金 | 362,495 |
| 投資有価証券 | 916,857 | 退職給付に係る負債 | 140,100 |
| 繰延税金資産 | 69,058 | 資産除去債務 | 76,420 |
| 退職給付に係る資産 | 7,300 | その他 | 35,181 |
| その他 | 536,012 | **負債合計** | **4,090,113** |
| 貸倒引当金 | △929 | (純資産の部) | |
| **繰延資産** | **1,861** | **株主資本** | **5,032,185** |
| 創立費 | 366 | **資本金** | **1,045,165** |
| 社債発行費 | 1,494 | **資本剰余金** | **2,650,685** |
| | | **利益剰余金** | **1,487,264** |
| | | **自己株式** | **△150,930** |
| | | **その他の包括利益累計額** | **37,636** |
| | | **その他有価証券評価差額金** | **37,636** |
| | | **非支配株主持分** | **93,086** |
| | | **純資産合計** | **5,162,908** |
| **資産合計** | **9,253,021** | **負債純資産合計** | **9,253,021** |

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（2017年10月 1 日から
2018年 9 月30日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **14,493,591** |
| **売上原価** | | **10,546,932** |
| **売上総利益** | | **3,946,658** |
| **販売費及び一般管理費** | | **3,217,855** |
| **営業利益** | | **728,802** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び配当金 | 12,349 | |
| 助成金収入 | 39,197 | |
| その他 | 7,361 | 58,908 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 12,658 | |
| 支払手数料 | 2,201 | |
| その他 | 1,662 | 16,521 |
| **経常利益** | | **771,189** |
| **特別利益** | | |
| 投資有価証券売却益 | 19,799 | |
| 関係会社株式売却益 | 99,835 | |
| その他 | 0 | 119,636 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除却損 | 1,572 | |
| 投資有価証券評価損 | 136,647 | |
| 本社移転費用 | 18,910 | |
| その他 | 1,540 | 158,669 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **732,155** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 220,462 | |
| 法人税等調整額 | 42,173 | 262,636 |
| **当期純利益** | | **469,519** |
| 非支配株主に帰属する当期純損失（△） | | △230 |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **469,750** |

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2018年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **(資産の部)** | | **(負債の部)** | |
| **流動資産** | **1,369,897** | **流動負債** | **1,496,370** |
| 現金及び預金 | 941,162 | 1年内償還予定の社債 | 117,500 |
| 営業未収入金 | 97,627 | 1年内返済予定の長期借入金 | 82,332 |
| 前払費用 | 32,470 | 未払金 | 69,944 |
| 関係会社貸付金 | 40,881 | 未払費用 | 126,355 |
| 未収入金 | 237,272 | 未払消費税等 | 3,458 |
| 未収還付法人税等 | 9,427 | 預り金 | 4,460 |
| 繰延税金資産 | 1,728 | 関係会社預り金 | 1,088,031 |
| その他 | 9,328 | 賞与引当金 | 1,917 |
| **固定資産** | **4,575,668** | その他 | 2,370 |
| **有形固定資産** | **142,192** | **固定負債** | **438,587** |
| 建物附属設備 | 122,933 | 社債 | 173,750 |
| 工具、器具及び備品 | 19,259 | 長期借入金 | 96,058 |
| **無形固定資産** | **146,639** | 繰延税金負債 | 15,819 |
| ソフトウエア | 13,799 | 退職給付引当金 | 6,473 |
| その他 | 132,840 | 役員退職慰労引当金 | 86,549 |
| **投資その他の資産** | **4,286,836** | 資産除去債務 | 59,937 |
| 投資有価証券 | 710,687 | **負債合計** | **1,934,957** |
| 関係会社株式 | 3,304,857 | **(純資産の部)** | |
| 関係会社長期貸付金 | 15,840 | **株主資本** | **3,973,149** |
| 前払年金費用 | 7,300 | **資本金** | **1,045,165** |
| 敷金及び保証金 | 244,223 | **資本剰余金** | **2,650,685** |
| その他 | 3,927 | 資本準備金 | 2,480,800 |
| **繰延資産** | **1,494** | その他資本剰余金 | 169,885 |
| 社債発行費 | 1,494 | **利益剰余金** | **428,228** |
| | | その他利益剰余金 | 428,228 |
| | | 繰越利益剰余金 | 428,228 |
| | | **自己株式** | **△150,930** |
| | | **評価・換算差額等** | **38,952** |
| | | **その他有価証券評価差額金** | **38,952** |
| | | **純資産合計** | **4,012,102** |
| **資産合計** | **5,947,060** | **負債純資産合計** | **5,947,060** |

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（2017年10月 1 日から
2018年 9 月30日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| **営業収益** | | **780,305** |
| **営業費用** | | **667,313** |
| **営業利益** | | **112,991** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び配当金 | 12,165 | |
| その他 | 76 | 12,242 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 1,494 | |
| 社債利息 | 1,482 | |
| 社債発行費償却 | 1,410 | |
| 支払手数料 | 2,201 | 6,589 |
| **経常利益** | | **118,644** |
| **特別利益** | | |
| 関係会社株式売却益 | 144,609 | 144,609 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除却損 | 54 | |
| 本社移転費用 | 1,055 | 1,109 |
| **税引前当期純利益** | | **262,144** |
| 法人税、住民税及び事業税 | △34,721 | |
| 法人税等調整額 | 52,721 | 17,999 |
| **当期純利益** | | **244,145** |

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年11月12日

ＰＣＩホールディングス株式会社
　取締役会　御中

三優監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　岩田亘人　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　森田聡　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＰＣＩホールディングス株式会社の2017年10月１日から2018年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＰＣＩホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年11月12日

ＰＣＩホールディングス株式会社
　取締役会　御中

三優監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　岩田亘人 ㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　森田聡 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＰＣＩホールディングス株式会社の2017年10月１日から2018年９月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2017年10月１日から2018年９月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年11月13日

ＰＣＩホールディングス株式会社　監査役会

常勤社外監査役　宮　原　　譲　㊞

監　　査　　役　宮　本　　進　㊞

社 外 監 査 役　田　口　邦　宏　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

**第１号議案**　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案し、第14期の期末配当は、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき55円
なお、この場合の配当総額は231,479,820円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2018年12月21日といたしたいと存じます。

**第２号議案**　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、取締役会の監督機能の強化と意思決定の迅速化、並びにコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、並びに取締役及び取締役会に関する規定の一部変更等を行います。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
|---|---|
| 第１章　総則 | 第１章　総則 |
| （機関）<br>第４条　当会社は、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査役<br>(3) 監査役会<br>(4) 会計監査人 | （機関）<br>第４条　当会社は、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査等委員会<br>（削　除）<br>(3) 会計監査人 |
| 第２章　株式 | 第２章　株式 |
| （株主名簿管理人）<br>第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。<br>２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。<br>３　（条文省略）<br>（株式取扱規程）<br>第12条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 | （株主名簿管理人）<br>第11条　（現行どおり）<br>２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が選定する。<br>３　（現行どおり）<br>（株式取扱規程）<br>第12条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。 |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| 第４章　取締役及び取締役会 | 第４章　取締役及び取締役会 |
| （取締役の員数）<br>第19条　当会社の取締役は15名以内とする。 | （取締役の員数）<br>第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は５名以内とし、監査等委員である取締役は５名以内とする。 |
| （取締役の選任）<br>第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 | （取締役の選任）<br>第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。 |
| 2　（条文省略）<br>3　（条文省略） | 2　（現行どおり）<br>3　（現行どおり） |
| （取締役の任期）<br>第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 | （取締役の任期）<br>第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 |
| （新　設） | 2　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 |
| （新　設） | 3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| （代表取締役及び役付取締役）<br>第22条　当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。 | （代表取締役及び役付取締役）<br>第22条　当会社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 |
| 2　（条文省略）<br>3　取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 | 2　（現行どおり）<br>3　取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 |
| （取締役会の招集権者及び議長）<br>第23条　（条文省略）<br>（新　設） | （取締役会の招集権者及び議長）<br>第23条　（現行どおり）<br>2　前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。 |
| （取締役会の招集通知）<br>第24条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 | （取締役会の招集通知）<br>第24条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 |
| （新　設） | （重要な業務執行の決定の委任）<br>第25条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 |
| （取締役会の決議の方法）<br>第25条　（条文省略） | （取締役会の決議の方法）<br>第26条　（現行どおり） |

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| （取締役会の決議の省略）<br>第26条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。 | （取締役会の決議の省略）<br>第27条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。 |
| （取締役会規程）<br>第27条　（条文省略） | （取締役会規程）<br>第28条　（現行どおり） |
| （取締役の報酬等）<br>第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によりこれを定める。 | （取締役の報酬等）<br>第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によりこれを定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。 |
| 第29条～第31条　（条文省略） | 第30条～第32条　（現行どおり） |
| 第６章　監査役及び監査役会 | （削　除） |
| （監査役の員数）<br>第32条　当会社の監査役は５名以内とする。 | （削　除） |
| （監査役の選任）<br>第33条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。<br>２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 | （削　除） |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| （監査役の任期）<br>第34条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br>２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 | （削　除） |
| （常勤監査役）<br>第35条　監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。 | （削　除） |
| （監査役会の招集通知）<br>第36条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。 | （削　除） |
| （監査役会の決議の方法）<br>第37条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。 | （削　除） |
| （監査役会の議事録）<br>第38条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。 | （削　除） |
| （監査役会規程）<br>第39条　監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。 | （削　除） |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| （監査役の報酬等）<br>第40条　監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。 | （削　除） |
| （監査役の責任免除）<br>第41条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。<br>２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第１項の最低責任限度額とする。 | （削　除） |
| （新　設） | 第６章　監査等委員会 |
| （新　設） | （監査等委員会の招集通知）<br>第33条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 |
| （新　設） | ２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 |
| （新　設） | （監査等委員会規程）<br>第34条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| （新　設） | （監査等委員会の決議方法）<br>第35条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 |
| 第７章　会計監査人 | 第７章　会計監査人 |
| （会計監査人の選任及び任期）<br>第42条　（条文省略） | （会計監査人の選任及び任期）<br>第36条　（現行どおり） |
| （会計監査人の報酬）<br>第43条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 | （会計監査人の報酬）<br>第37条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 |
| 第44条　（条文省略） | 第38条　（現行どおり） |
| 第８章　計算 | 第８章　計算 |
| 第45条～第48条　（条文省略） | 第39条～第42条　（現行どおり） |
| （新　設） | 附則<br>（監査役の責任免除に関する経過措置）<br>第１条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、第14回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。 |

**第３号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、現取締役全員（９名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力の発生を条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | あまの　とよみ<br>天野豊美<br>（1949年２月９日生） | 1975年４月　日本エヌ・シー・アール㈱（現日本ＮＣＲ㈱）入社<br>1996年１月　同社　常務取締役<br>2005年４月　㈱M＆Ｓ（現当社）設立　代表取締役社長<br>2010年１月　ＰＣＩアイオス㈱　取締役<br>2012年９月　ＰＣＩソリューションズ㈱　代表取締役社長（現任）<br>2014年７月　Inspiration㈱　取締役<br>2017年12月　当社　代表取締役会長（現任）<br>2018年４月　ＰＣＩアイオス㈱　取締役会長<br>2018年９月　ＶＳＥ㈱　代表取締役会長（現任） | 31,919株 |
| | 取締役候補者とした理由<br>天野豊美氏は、当社創業者であり、当社の経営において卓越したリーダーシップと決断力、適切な指揮により当社を成長させてまいりました。また、情報サービス業界における豊富な経験と実績、経営全般に関する知見と能力を有していることから、当社グループの持続的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 | | |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 2 | はらぐち　なおみち<br>原口直道<br>(1956年10月28日生) | 1980年４月　㈱日本長期信用銀行（現㈱新生銀行）　入行<br>1999年６月　同行コーポレートアドバイザリー　部長<br>2003年２月　オリックスM&Aソリューションズ㈱　取締役社長<br>2012年４月　同社　会長<br>2012年12月　㈱リサ・パートナーズ　社長付シニア・フェロー<br>2013年６月　大興電子通信㈱　社外取締役<br>2013年12月　当社　社外取締役<br>2017年４月　㈱Blue Planet-works　監査役（現任）<br>2017年６月　㈱AppGuard Marketing　社外取締役<br>2017年12月　㈱りーふねっと　取締役（現任）<br>2017年12月　当社　代表取締役社長（現任）<br>2018年１月　ＰＣＩアイオス㈱　取締役会長<br>2018年６月　Safer Connected World㈱ 代表取締役社長（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>㈱Blue Planet-works　監査役 | 10,453株 |
| | 取締役候補者とした理由<br>原口直道氏は、代表取締役社長として、当社及び当社グループの経営の監督を適切に行っており、財務戦略及び戦略的M＆Ａに関しての豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見から、当社グループの持続的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 | | |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 3 | いぐち　なおひろ<br>井口直裕<br>(1972年8月21日生) | 1996年４月　㈱フューチャー・テクノロジー（現Profit Cube㈱）入社<br>2008年１月　当社　転籍　経営企画室マネージャー<br>2009年10月　当社　経営企画室長<br>2015年12月　当社　取締役管理本部長<br>2016年12月　㈱シスウェーブ　取締役（現任）<br>2017年８月　㈱シー・エル・シー　取締役（現任）<br>2017年２月　当社　取締役経営企画本部長（現任）<br>2018年６月　Safer Connected World㈱　取締役 | 13,873株 |
| | 取締役候補者とした理由<br>井口直裕氏は、当社入社以来企画・管理部門に携わり、経営企画室長を経て管理部門全般を管掌する取締役に就任しております。企画・管理部門での豊富な経験と知見を有していることから、当社グループの持続的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 | | |

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．各取締役候補者の所有する当社の株式数には、2018年９月30日現在における役員持株会を通じての保有分を含めて記載しております。（１株未満切捨表示）

**第４号議案**　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力の発生を条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | ※みやはら ゆずる<br>宮原譲<br>（1948年８月28日生） | 1972年４月　日本エヌ・シー・アール㈱（現日本ＮＣＲ㈱）入社<br>1985年１月　ディジタルコンピュータ㈱　入社<br>1988年４月　㈱テラ　入社<br>1991年４月　日本システム開発㈱　常務取締役<br>1997年９月　トランスコスモス㈱　入社<br>1998年７月　同社　システムソリューション本部長取締役<br>2013年12月　ＰＣＩソリューションズ㈱　監査役（現任）<br>2013年12月　当社　社外監査役（常勤）（現任） | 611株 |
| | 監査等委員である社外取締役候補者とした理由<br>宮原譲氏は、略歴に記載しております各社での豊富な業務経験を持ち、幅広い見地から情報サービス業界における専門的な視点を当社グループの経営の監督及び監査に反映いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（ふりがな）<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 2 | ※<br>たかはら　あきこ<br>髙原明子<br>（1967年8月31日生） | 1991年４月　三菱商事㈱　入社<br>1999年６月　ソフトバンク㈱　入社<br>2000年12月　イー・ショッピング・ブックス㈱（現㈱セブン＆アイ・ネットメディア）入社<br>2005年４月　㈱プラメド　取締役<br>2007年３月　みずほ証券㈱　入社<br>2008年11月　㈱ベネッセスタイルケア　入社<br>2012年５月　㈱リヴァンプ　入社<br>2014年４月　ウォンテッドリー㈱　常勤監査役<br>2015年11月　同社　社外取締役（監査等委員）（現任）<br>2017年12月　当社　社外取締役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>ウォンテッドリー㈱　社外取締役（監査等委員） | 140株 |
| | 監査等委員である社外取締役候補者とした理由<br>髙原明子氏は、日本のインターネット黎明期から、インターネットを活用した様々な事業のスタートアップに携わり、主に、サービス企画・業務設計、資金調達、監査業務等のビジネスサイドの経験、実績をはじめとした専門性を有していることから、これらの経験等を当社グループの経営の監督及び監査に反映いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 | | |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 3 | ※さとう　たかのり<br>佐藤貴則<br>(1956年5月14日生) | 1990年４月　弁護士登録（東京弁護士会）<br>1995年４月　新みなと法律事務所設立 パートナー弁護士<br>1999年４月　佐藤貴則法律事務所（現やまぶき法律事務所）開設　代表（現任）<br>2005年３月　最高裁判所司法研修所民事弁護教官<br>2007年10月　当社　顧問弁護士<br>2010年４月　明治大学法科大学院特任教授<br>2011年12月　当社　社外取締役<br>2014年４月　司法試験考査委員（民法）<br>2015年４月　東京弁護士会副会長<br>（重要な兼職の状況）<br>やまぶき法律事務所　代表 | 2,000株 |
| | 監査等委員である社外取締役候補者とした理由<br>佐藤貴則氏は、長年にわたる弁護士としての豊富な経験から企業法務・コンプライアンスに精通しており、同氏の有する高度な専門知識及び経験を専門的見地から当社グループの経営の監督及び監査に反映いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（ふりがな）<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 4 | ※<br>まき　しんのすけ<br>牧真之介<br>（1971年12月２日生） | 1997年10月　朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入所<br>2002年10月　オリックス㈱　入社<br>2006年10月　牧真之介公認会計士事務所開設　代表（現任）<br>2007年２月　牧税理士法人（現税理士法人MSパートナーズ）代表社員（現任）<br>2007年６月　クラフト㈱　社外監査役<br>2007年６月　㈱EMシステムズ　社外監査役<br>2010年３月　エイ・エム・コンサルタンツ㈱（現会計法人MSPGコンサルティング㈱）　代表取締役社長（現任）<br>2011年６月　クラフト本社㈱　社外監査役（現任）<br>2014年３月　クラフトホールディングス㈱　社外監査役（現任）<br>2016年３月　ラクオリア創薬㈱　社外取締役（監査等委員）（現任）<br>2016年４月　㈱鹿児島プロスポーツプロジェクト　監査役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>牧真之介公認会計士事務所　代表<br>税理士法人MSパートナーズ　代表社員<br>会計法人MSPGコンサルティング㈱　代表取締役社長<br>クラフト本社㈱　社外監査役<br>クラフトホールディングス㈱　社外監査役<br>ラクオリア創薬㈱　社外取締役（監査等委員）<br>㈱鹿児島プロスポーツプロジェクト　監査役 | －株 |
| | 監査等委員である社外取締役候補者とした理由<br>牧真之介氏は、公認会計士及び税理士として財務・会計に関する高度な知識と豊富な経験を有しており、これらを当社グループの経営の監督及び監査に反映いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。 | | |

（注）１．※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。なお、佐藤貴則氏は現在当社との間で法律顧問契約を締結しておりますが、当該議案承認をもって解約する予定であります。当該契約に基づき

支払った顧問報酬は僅少であります。
3．佐藤貴則氏は過去に当社の社外取締役でありました。
4．各候補者の所有する当社の株式数には、2018年９月30日現在における役員持株会を通じての保有分を含めて記載しております。（１株未満切捨表示）
5．髙原明子氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
6．宮原譲氏、髙原明子氏、佐藤貴則氏及び牧真之介氏は、社外取締役候補者であります。
7．宮原譲氏、髙原明子氏、佐藤貴則氏及び牧真之介氏の選任が承認された場合は、当社は各氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。
8．当社は、宮原譲氏及び髙原明子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、佐藤貴則氏、牧真之介氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合、独立役員として指定する予定であります。

**第５号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額決定の件

当社の取締役の報酬の支給額の限度額は、2007年3月30日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を年額３億円以内とご承認いただき現在に至っております。しかし、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行するため、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を撤廃し、移行後における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の支給限度額を、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、総額で年額２億円以内とし、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従前どおり、使用人兼務取締役の使用人給与は含まないこととといたします。

現在の取締役の員数は９名（うち社外取締役２名）でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は３名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力の発生を条件として生じるものといたします。

**第６号議案**　監査等委員である取締役報酬額決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、当社が監査等委員会設置会社に移行しますと、監査等委員である取締役は、従前監査役が行っていた監査業務を行うことに加え、取締役として取締役会の決議に参加し、他の取締役の職務の執行を監督することになります。そのため、その職責にふさわしい報酬水準とするため、監査等委員である取締役の報酬の支給限度額を、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、総額で年額30百万円以内とし、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は４名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力の発生を条件として生じるものといたします。

**第７号議案**　取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は役員報酬体系の見直しの一環として2018年11月13日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い、在任中の取締役９名のうち、社外取締役２名を除く取締役７名に対し、それぞれの就任時から本定時株主総会の終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社の定める基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給をいたしたいと存じます。また当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

なお、贈呈の時期、その具体的金額、及び方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる各氏の略歴は、次のとおりであります。

| 氏　名 | 略　歴 |
|---|---|
| あまの　とよみ<br>天野　豊美 | 2005年４月　当社代表取締役社長<br>2017年12月　当社代表取締役会長（現任） |
| はらぐち　なおみち<br>原口　直道 | 2013年12月　当社社外取締役<br>2017年12月　当社代表取締役社長（現任） |
| たなか　あきひこ<br>田中　明彦 | 2017年12月　当社取締役（現任） |
| いぐち　なおひろ<br>井口　直裕 | 2015年12月　当社取締役（現任） |
| にしむら　こうたろう<br>西村　光太郎 | 2017年12月　当社取締役（現任） |
| ふくもと　みのる<br>福本　実 | 2017年12月　当社取締役（現任） |
| おか　たけふみ<br>岡　丈詞 | 2017年12月　当社取締役（現任） |

**第８号議案**　取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬額決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、第５号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額決定の件」の報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式の割当のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。対象取締役への具体的な支給時期及び配分等につきましては取締役会にて決定いたします。

現在の取締役は９名（うち社外取締役２名）でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は３名（うち社外取締役は０名）となります。

また、対象取締役は、原則として毎年、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は年10,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等を基礎として対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力の発生及び第５号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額決定の件」の承認可決を条件として生じるものといたします。

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の割当日から30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役、執行役員、監査役又は使用人の地位のいずれかにあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、対象取締役が、死亡、任期満了・定年退職その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役、執行役員、監査役又は使用人の地位のいずれをも退任又は退職した場合は、その時点において、本割当株式の数に、割当日を含む月から対象取締役等の退任又は退職日を含む月までの在職期間（月単位）を12で除した数（その数が１を超える場合は、１とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、１株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）について、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、割当日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が１を超える場合は、１とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、１株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。その場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の定め

本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

（ご参考）

当社は、本議案による当社取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入と併せて、上記と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対しても、発行又は処分する予定であります。

**第９号議案**　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の理由等により取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。）、執行役員及び従業員、並びに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、及び新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、第５号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額決定の件」及び第８号議案「取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬額決定の件」が承認可決されることを前提に金銭報酬は年額２億円以内、譲渡制限付株式に関して支給される金銭報酬債権は年額50百万円以内となりますが、本株主総会の開催日から１年以内に限り、当該報酬枠と別枠にて、取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対する報酬等として年額10百万円以内として新株予約権を割当てることにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力の発生及び第５号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額決定の件」の承認可決を条件として生じるものといたします。

また、第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象となりうる取締役の員数は３名となります。

１．特に有利な条件をもってストック・オプションとして新株予約権を発行することが必要な理由

当社の取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。）、執行役員及び従業員、並びに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図ることを目的とする。

２．新株予約権の上限

350個を上限とする。

このうち、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与する新株予約権は50個を本株主総会の開催日から１年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。なお上記上限の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

３．新株予約権を行使することができる期間

割当決議日後２年を経過した日から当該決議日後６年を経過する日までとする。

4．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

5．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

ただし、以下ⅰ、ⅱ、又はⅲのいずれかの事由が生じたときは、各項目記載の調整による

行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、１円未満の端数を切り上げる。

ⅰ　当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

ⅱ　当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \dfrac{新規発行株式数 \times 1株当たり払込金額}{募集株式発行前の株価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

ⅲ　当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

6．新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の

結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7．新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

8．新株予約権の取得条項

(1) 以下のⅰ、ⅱ、ⅲ、ⅳ又はⅴのいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

ⅰ　当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ⅱ　当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

ⅲ　当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

ⅳ　当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ⅴ　新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 新株予約権者が、下記11．(1)に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

9．合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」と

いう。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記4．に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
ⅰ　交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
ⅱ　再編成後払込金額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記5．で定められる行使価額を調整して得られる額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6．に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項
上記８．に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件
下記11．に準じて決定する。

10．新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社もしくは当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

12. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

# 第14回定時株主総会　会場ご案内図

【会　　場】　〒105-0001
東京都港区虎ノ門一丁目21番19号
東急虎ノ門ビル４階
【最　寄　駅】　東京メトロ銀座線　虎ノ門駅　４番出口より　徒歩５分
【最寄バス停】　都営バス　虎ノ門　停留所下車　徒歩５分
系統【都01】【渋88】
【会場連絡先】　TEL　０３－６８５８－０５３０
【お　願　い】　駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。




UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。